

車積載車による事故車等の排除業務に係る 有償運送許可研修会

平成23年9月1日の道路運送法改正で「車積載車による事故車及び故障車の排除業務に係る取り扱い」制度が変更され、自家用自動車の積載車を利用した事故車等の排除業務に係る有償運送は、国交省が指定した日整連など事業者団体が行う研修の受講等一定の要件を満たすことで国交省より許可されることとなりました。

つきましては、車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可研修会を下記のとおり開催しますのでご案内致します。

なお、国土交通省通達が一部改正され、主な変更点として①許可期間が**1年間から3年以内に伸長**され、新規受講者は許可日から、更新受講者は更新日から許可期間が3年になった②車載車の任意保険等について、補償額が5,000万円以上から引き上げられ、**無制限の対人賠償に加入していること**等変更になりました。

1. 日時、場所

開催日	時間	開催場所
平成26年 8月26日 (火)	12:30~18:00 (昼食を準備いたします)	大阪府自動車整備会館 住之江区南港東3-5-6

2. 許可対象

- (1)本研修会を受講すること
- (2)車積載車の運行により生命又は身体の損害を受けた者一人につき、保険金無制限の損害賠償責任保険契約等(対人賠償保険)を締結していること
- (3)車積載車を使用し、道路上の事故車及び故障車を現場(大阪府内)から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場まで有償搬送する業務を行う事業者(車積載車の車検証上の使用者)

3. 研修内容

- (1)排除業務の主旨(有償運送の許可に付した条件等、制度の主旨)
- (2)安全対策(排除業務作業及び車積載車の安全運転についての基礎知識、基本的動作)
- (3)車両の取扱い(HV車等特別な注意が必要な車両の取扱)
- (4)各種関係法令(安全ルールの徹底等道路交通法、道路運送法、その他有償運送の関係法令等)
- (5)その他(申請方法)

4. 定員 70名(定員になり次第締め切らせていただきます)

5. 費用 会員 5,500円 ・ 一般 9,000円(教材費、昼食代含む)

※当会会員事業場の方は、費用等が異なりますので、[会員専用ホームページ](#)からお申し込み下さい。

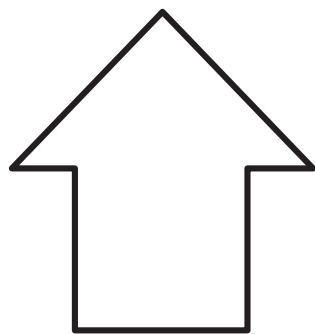
6. 申込 別紙受講申込書に所要事項をご記入の上、FAX06-6613-1141にてお申し込み下さい。

※申請手続に必要な書類等は、お申し込みの後に別途連絡致します。

お問い合わせ 振興会 業務部 06-6613-1162まで

振興会 業務部宛

(一般受付用)



「車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可研修会」参加申込書

開催日	時間	開催場所
平成26年 8月26日(火)	12:30~18:00	大阪府自動車整備会館 大阪市住之江区南港東3-5-6

事業場名		
住所		
代表者名		
受講者名		
他府県又は複数支局の申請	大阪のみ	他府県有り

※所要事項ご記入のうえ、FAX06-6613-1141にてお申し込み下さい。